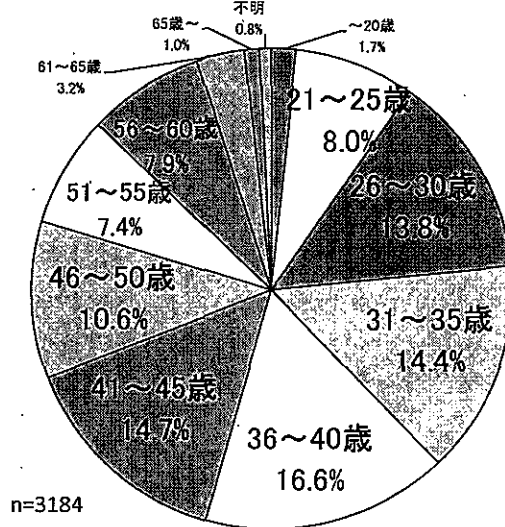


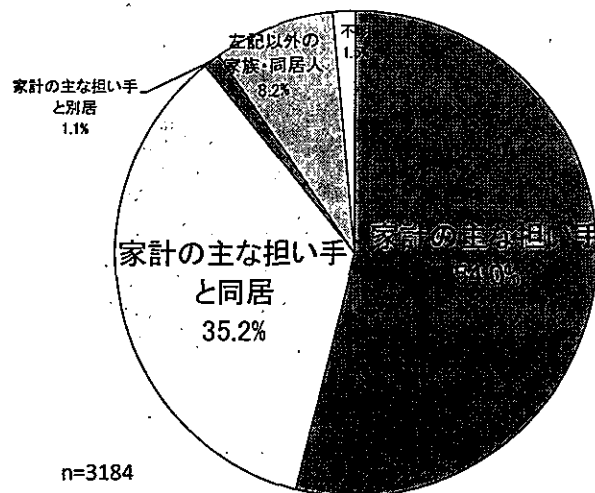
(2) あなたの現在の年齢は

→ 20歳代、30歳代、40歳代と回答した者がそれぞれ2~3割を占めている。



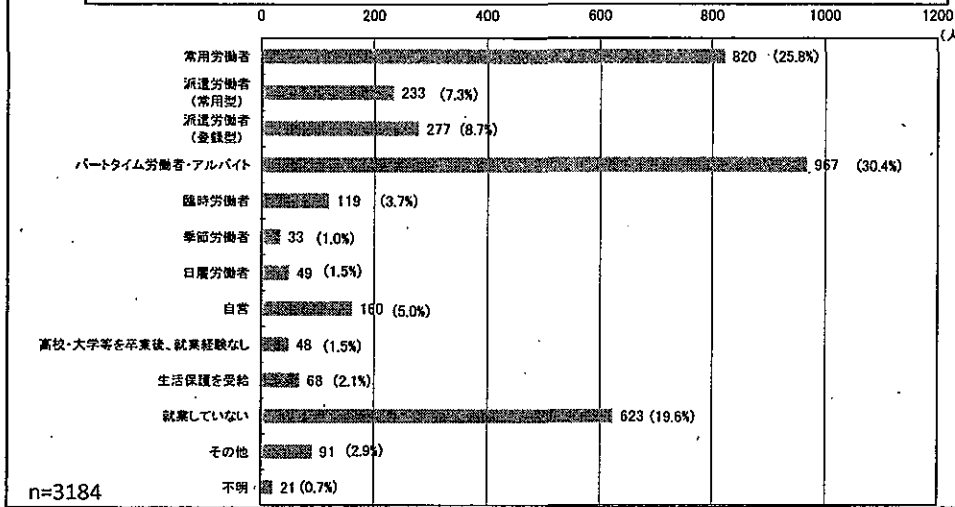
(4) 家計に関するあなたの現在の状況は

→ 「家計の主な担い手である」と回答した者が過半数を占める。



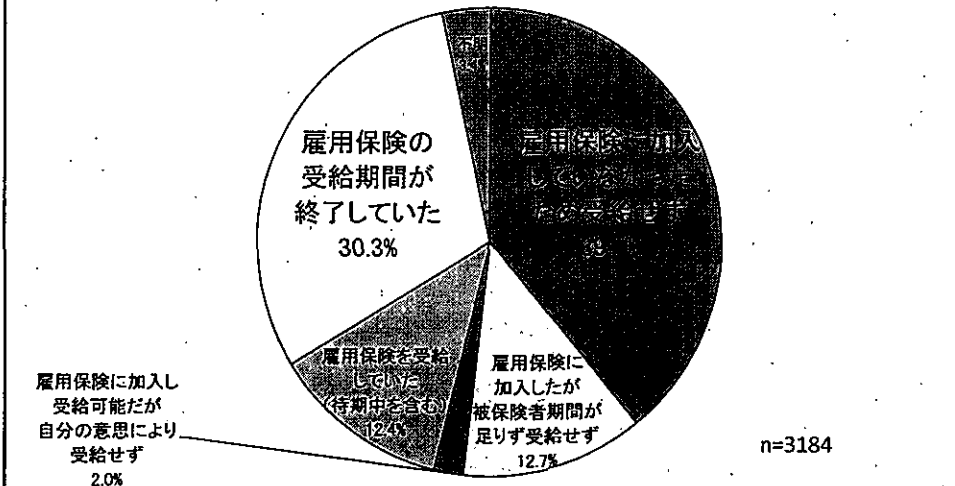
(6) あなたの訓練受講前の直近の就業・生活形態は
(複数回答)

→ 「常用労働者であった」と回答した者は約26%であり、派遣労働者やパートタイム・アルバイト等の非正規労働者であったと回答した者が約53%を占める。



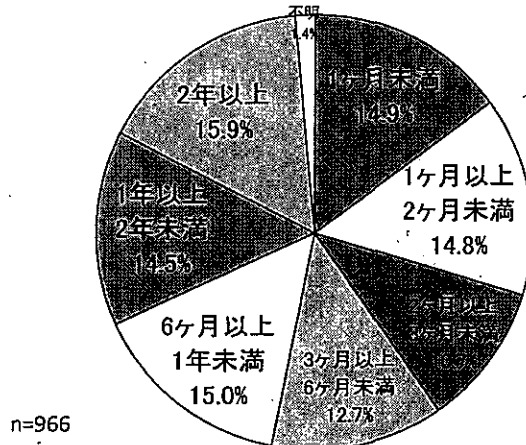
(10) 訓練申込時の雇用保険受給状況は

→ 雇用保険に加入していなかったり、加入していても被保険者期間が足りずに受給資格が得られなかったりしたケースが約5割、雇用保険の受給期間が終了していたり、訓練の途中で終了したりしたケースが約4割。



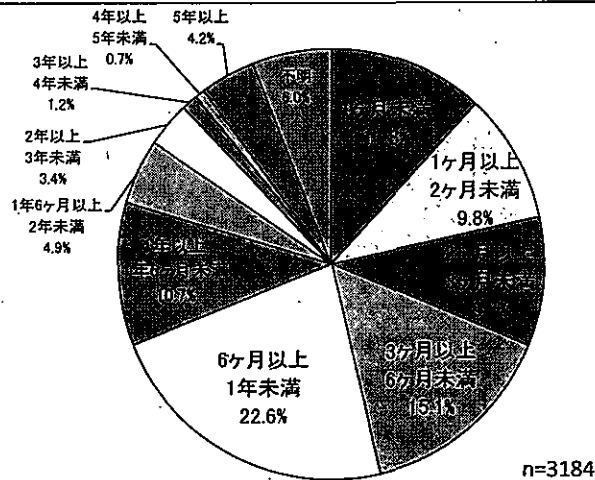
(付問1)雇用保険の受給期間が終わって、どのくらい経過していますか

→「雇用保険の受給期間が終了していた」と回答した者のうち、約5割あまりが受給期間終了後6カ月未満である一方、1年以上経過している者も約3割に上る。



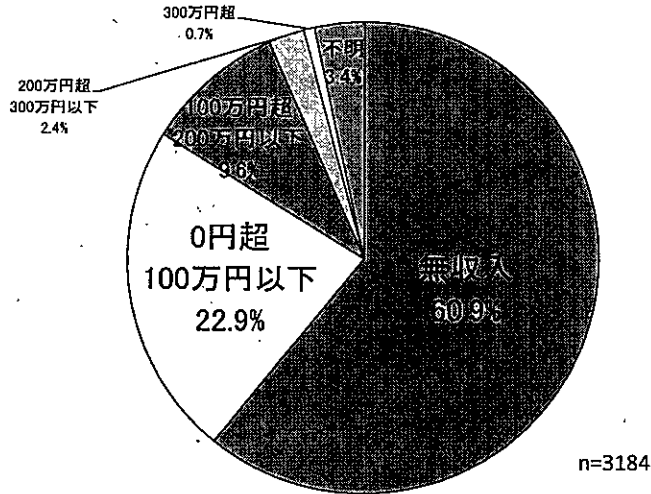
(11)前職を離職した後、どの程度の期間仕事を探していますか

→「前職の離職後6ヶ月未満」の者が約5割を占める一方で、1年以上の長期失業者も3割近くを占めている。



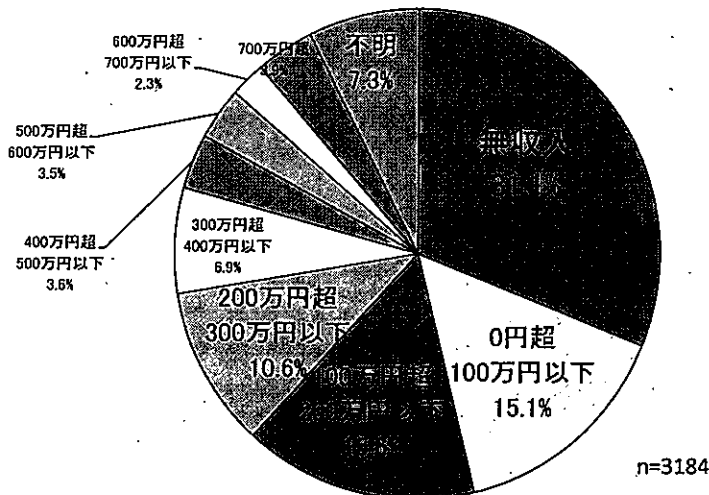
(14)ご自身の現在の収入総額は、年間換算してどの程度ですか(訓練・生活支援給付は除く)

→ 無収入(約6割)を含め、年収が200万円以下と回答した者は9割以上に上る。



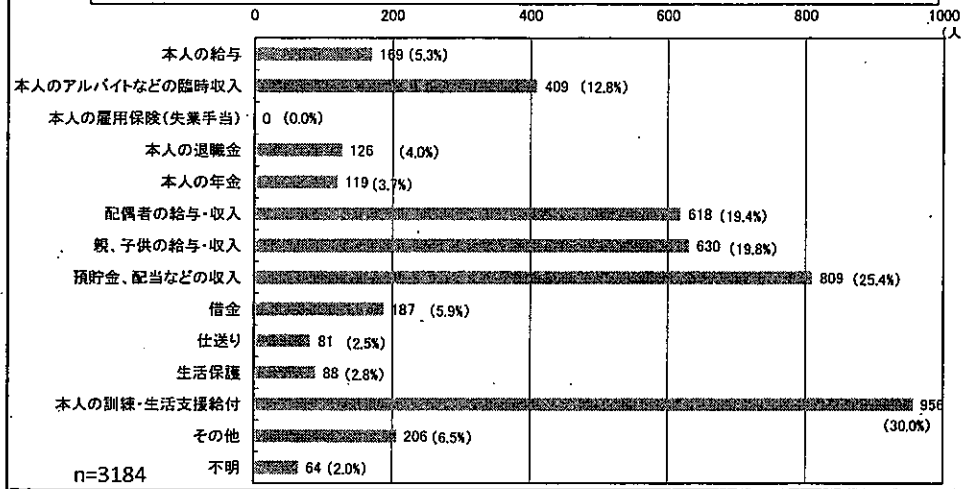
(15) 現在、家計を共にする家族全体でみた1年間のボーナスを含めた現在の年収総額はどの程度ですか

→ 無収入(約3割)を含め、家計全体で年収300万円以下であると回答した者が7割以上を占める。



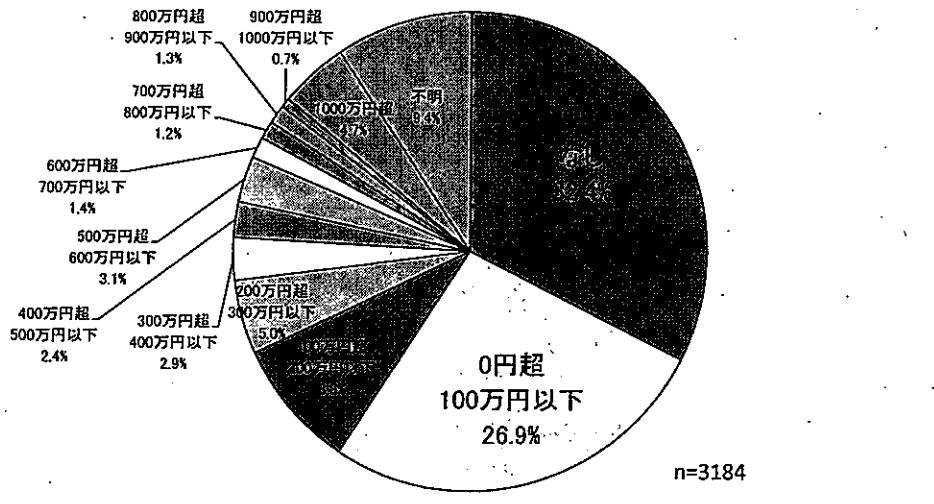
(16) 現在、ご自身あるいはご家族も含めた生活費を、どのような収入でまかっていますか(複数回答)

→ 「本人の訓練・生活支援給付」(約3割)のほか、預貯金取り崩しや配当、家族の給与等によりまかなう等と回答した者が多い。



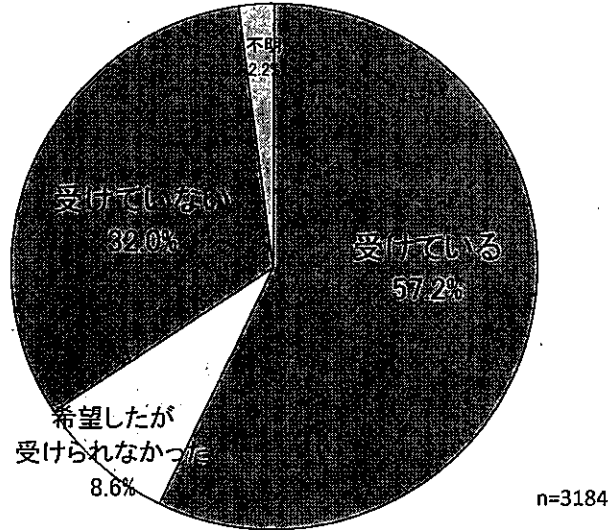
(17) 家計全体の現在の金融資産(預貯金、債券、株式及び投資信託)はどの程度ですか

→ 「なし」(約3割)の場合を含め、「家計全体の金融資産が100万円以下」と回答した者が約6割を占める。



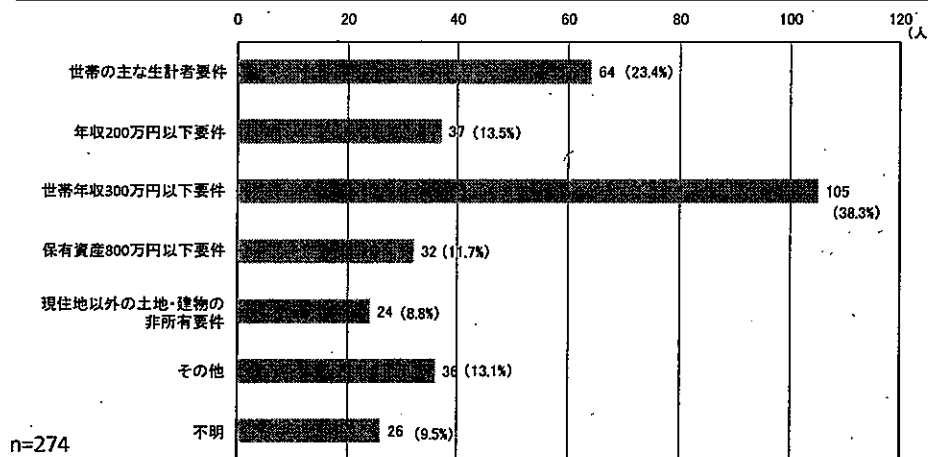
(18) 現在、訓練・生活支援給付を受けていますか

→ 訓練・生活支援給付を受けていると回答した者が約6割を占める。



(付問7) 訓練・生活支援給付が受けられなかった理由は、次のうちどの要件に該当しなかったためですか(複数回答)

→ 「訓練・生活支援給付を希望したが受けられなかった」と回答した者のうち、「世帯年収300万円以下」の要件に該当しなかったと回答した者が約4割、次いで「世帯の主な生計者」の要件に該当しなかったと回答した者は約2割に上る。



<PART 3 : 給付額について>

訓練・生活支援給付について

趣旨

雇用保険を受給できなくても安心して職業訓練を受けられるように、主たる生計者等一定の要件を満たす受講者には、訓練期間中の生活費を給付(希望者には貸付を上乘せ)する。

概要

(1) 主な要件

以下のいずれにも該当する者

- ① 公共職業安定所長のあっ旋により、基金訓練または公共職業訓練を受講している者
- ② 雇用保険や職業転換給付金を受給できない者
- ③ 原則として申請時点の前年の状況で世帯の主たる生計者であること(※2)
- ④ 年収が200万円以下(※3)であり、かつ、世帯全体の年収が300万円以下であること
- ⑤ 世帯全員で保有する金融資産が800万円以下であること
- ⑥ 現在住んでいる土地・建物以外に、土地・建物を所有していない者

(2) 受講者に対する給付金・貸付

【月額】

	給付	貸付
(1) 単身者	10万円	上限5万円
(2) 被扶養者を有する者	12万円	上限8万円

※1 給付・貸付を受けるには訓練の出席日数が8割以上必要。

※2 前年の状況で世帯の主たる生計者でなくても、(1)3年前までのいずれかの1年間において世帯で最も収入が多かった者、(2)3年より前であっても、連続する2年間において、①世帯で最も収入が多かった者、②または独立して生計を営んでいた者については認められる。

また、世帯の構成員がすべて年収200万円以下であれば、収入の多寡に関わらず認められる。(ただし1世帯1名)

※3 申請時点で200万円以上であっても、離職などによって年収見込が200万円以下になる場合は認められる。

訓練・生活支援給付・受給資格認定者年齢別分布

(平成21年度)

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	21年度計
単身	266	4,747	8,485	6,767	3,917	1,158	25,340
扶養者あり	14	1,230	4,071	4,110	2,025	651	12,101
計	280	5,977	12,556	10,877	5,942	1,809	37,441

※ 平成22年3月31日までの認定状況

(平成22年度)

	～19歳	20～29歳	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60歳～	22年度計
単身	778	3,097	4,208	3,272	2,062	612	14,029
扶養者あり	15	707	2,073	2,049	1,092	341	6,277
計	793	3,804	6,281	5,321	3,154	953	20,306

※ 平成22年4月1日から5月25日までの認定状況

訓練・生活支援資金融資実施件数（平成21年8月～）

平成22年3月31日現在
(件、千円)

21年8月分		21年9月分		21年10月分		21年11月分		21年12月分		22年1月分		22年2月分		22年3月分		21年度計	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
59	11,580	158	30,100	353	79,612	367	88,423	927	211,583	849	195,905	970	221,348	1,229	284,279	4,912	1,122,830

平成22年4月30日現在

22年4月分		22年度計	
件数	金額	件数	金額
1,488	377,040	1,488	377,040

訓練・生活支援資金融資実施状況(平成22年3月31日まで)

	件数	金額(千円)
北海道労働金庫	310	70,938
東北労働金庫	297	69,970
中央労働金庫	1,618	378,790
新潟県労働金庫	22	4,774
長野県労働金庫	46	11,360
静岡県労働金庫	53	11,010
北陸労働金庫	62	14,410
東海労働金庫	361	82,451
近畿労働金庫	993	209,548
中国労働金庫	300	67,169
四国労働金庫	102	26,750
九州労働金庫	618	144,660
沖縄県労働金庫	130	31,000
合計	4,912	1,122,830

失業給付（基本手当）の概要

基本手当の概要

一般被保険者が失業（*1）した場合において、離職の日以前2年間に被保険者期間が12月以上ある場合には（倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者の場合は、離職の日以前1年間に被保険者期間が6月以上ある場合にも）、4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行った上で基本手当が支給（*2）される。

*1) 「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」（雇用保険法第4条第2項）

*2) なお、自己都合離職者（正当な理由による自己都合離職者を除く。）又は重責解雇による離職者については、3か月間の給付制限がある。

支給額は日額及び日数として定められ、基本手当日額は離職前賃金の原則80～50%、所定給付日数は、定年退職者を含め離職前から予め再就職の準備ができるような者に対しては90日～150日（一般の離職者）、倒産・解雇等により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者（特定受給資格者）に対しては90日～330日、有期労働契約が更新されなかったこと等により離職した者（特定理由離職者）に対しては原則90日～150日であるが、平成24年3月31日までは暫定措置として特定受給資格者と同じ90日～330日となっている。

給付日数（原則）

(イ) 倒産、解雇等による離職者（ハ）を除く）

区分	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
30歳未満	90日	90日	120日	180日	—
30歳以上35歳未満		90日	180日	210日	240日
35歳以上45歳未満		90日	180日	240日	270日
45歳以上60歳未満		180日	240日	270日	330日
60歳以上65歳未満		150日	180日	210日	240日

(ロ) 自己都合離職者（ハ）を除く）

区分	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
全年齢	—	90日	90日	120日	150日

※ 有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、平成24年3月31日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

(ハ) 就職困難な者（障害者等）

区分	被保険者であった期間				
	1年未満	1年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
45歳未満	150日	300日			
45歳以上65歳未満		360日			

基本手当日額

①基本手当の年齢別上限額

年 齢 区 分	賃金日額上限額	基本手当日額上限額
30歳未満	12,580円	6,290円
30歳以上45歳未満	13,980円	6,990円
45歳以上60歳未満	15,370円	7,685円
60歳以上65歳未満	14,890円	6,700円

②基本手当の給付率

(60歳未満)

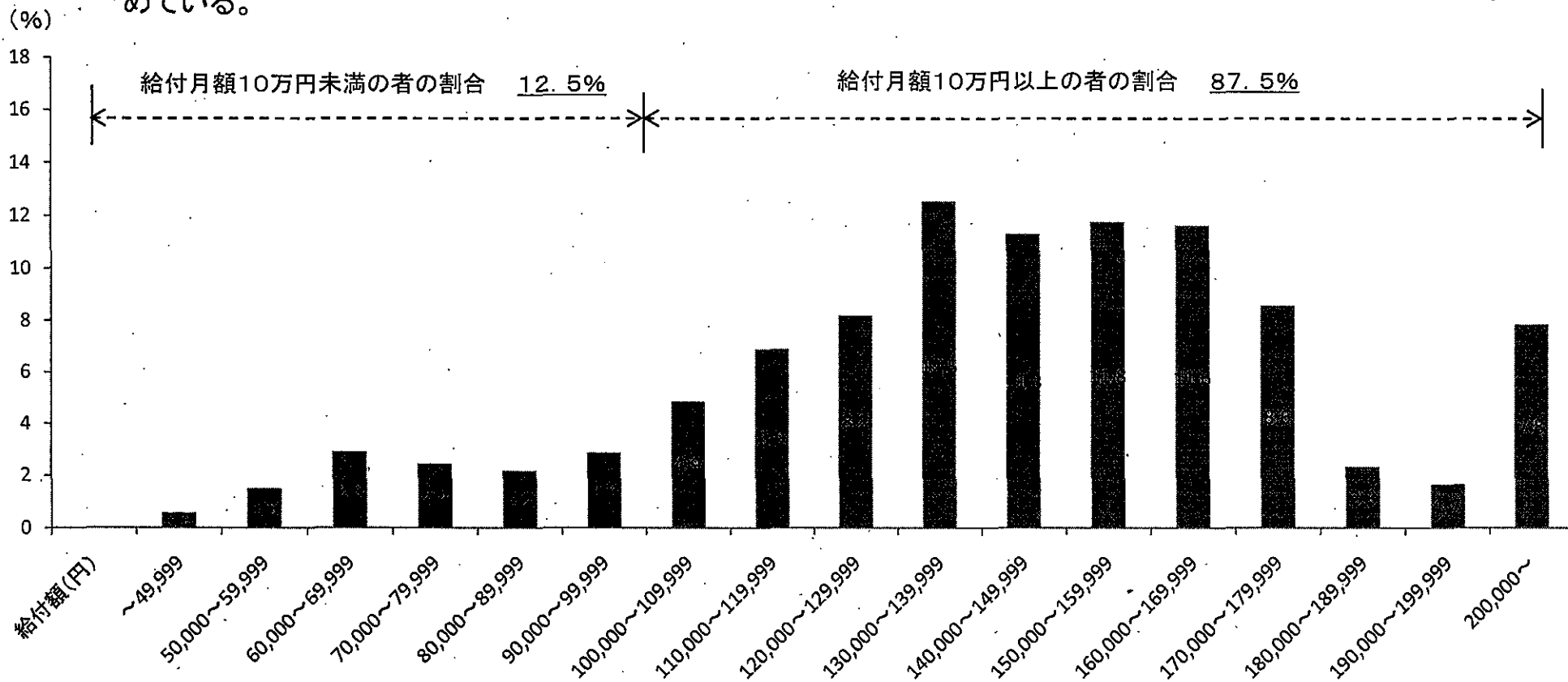
賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,050円～4,040円	80%	1,640円～3,232円
4,040円～11,680円	80～50%	3,232円～5,840円
11,680円～15,370円	50%	5,840円～7,685円

(60歳以上65歳未満)

賃 金 日 額	給 付 率	基 本 手 当 日 額
2,050円～4,040円	80%	1,640円～3,232円
4,040円～10,470円	80～45%	3,232円～4,711円
10,470円～14,890円	45%	4,711円～6,700円

雇用保険受給者の1ヶ月当たりの給付額

〔雇用保険(基本手当)受給者の1ヶ月当たりの給付額をみると、月額10万円以上の者の割合が約9割を占めている。〕



(注1) 1ヶ月当たりの給付額は、基本手当の給付日額×30日。
 (注2) 平成22年3月の実績に基づき集計。